

## 倉吉市青少年問題対策協議会等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、倉吉市青少年問題対策協議会その他の組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(青少年問題対策協議会の設置)

第2条 いじめその他青少年の問題について協議を行い、必要な事項を調査し、及び審議するため、倉吉市青少年問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関すること。
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条の基本理念にのっとり、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関すること。
- (3) その他青少年の問題に関すること。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審議する。

- (1) 法第28条第1項の調査に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年育成に関わる者
- (3) 関係行政機関の長又は職員
- (4) 市立小学校及び市立中学校の長

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第9条 会長及び委員は、第3条第2項の規定による調査に当たり、直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(いじめ問題検証委員会の設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、倉吉市いじめ問題検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第12条 検証委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の調査の結果について調査する。

(組織等)

第13条 検証委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第14条 検証委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検証委員会の会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第16条 第8条の規定は、検証委員会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第17条 検証委員会の庶務は、企画振興部において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会又は検証委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(倉吉市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 倉吉市青少年問題協議会設置条例(昭和29年倉吉市条例第24号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される協議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該任命又は委嘱の日から平成28年3月31日までとする。